

企業立地雇用推進課

☎965-5611

事業主のみなさまへ優遇措置について

うるま市固定資産税の課税免除に関する条例及び、うるま市企業立地の支援に関する条例に基づき、申請のあった該当事業主に対し、雇用奨励金の交付及び固定資産税の課税免除を行っています。詳細は、うるま市ホームページで確認いただけます。

固定資産税の課税免除

【対象事業者】

次の各地域により異なる。

【対象地域】

- ① 情報通信産業振興地域(市内全域)。
- ② 産業高度化・事業革新促進地域(市内全域。ただし、知事の認定を要する)。
- ③ 国際物流拠点産業集積地域(中城湾港新港地区全域/うるま市内)。

【条件】 指定地域内において、一定価格(機械及び装置100万円、建物及びその附属設備1,000万円)を超える設備の新設増設をした青色申告者に対し、当該設備若しくはその敷地である土地(ただし、その取得の翌日から起算して1年以内に建物の建設の着手があった場合に限る)に係る固定資産税を免除する。※申請後、現場確認等の認定作業があります。

【申請書の提出期限】 1月4日~31日

※課税年度の最初の日の属する年の1月31日

【提出先】 企業立地サポートセンター

(うるま市州崎12-94)

☎921-0255

雇用奨励金

【条件】

- ① 「平成24年3月31日までに立地した企業」↓従業員が5人以上の企業で、本市における操業開始の日から2年以内に、1年以上の常時雇用で市内在住者を新規採用している者。雇用保険に加入している者。
- ② 「平成24年4月1日から立地した企業」↓従業員が5人以上の企業で、本市に本店を有し操業開始の日から2年以内に、以下の対象者を雇用した企業(うるま市民であること)。正規職員として1年以上常時雇用された者。新規採用された者。雇用保険に加入している者。

【奨励金の額】

- ① 対象者1人につき5万円以内(ただし、1人につき1回限り)
- ② 対象者1人につき10万円以内(ただし、1人につき1回限り)

【申請書の提出期限】 操業開始の日から3年以内

【お問い合わせ】 企業立地雇用推進課

☎965-5611



児童家庭課 ☎973-4983

平成27年度児童館・児童センター児童クラブ 児童募集

【申込期間】 2月2日(月)~14日(土)

【申込場所】 各児童館・児童センター

【対象】 小学1年生~3年生

【定員】 各25名程度

【保育料】 5,000円(月額)

【申込方法】 各児童館・児童センターへお問い合わせください。

【申込場所】

- いしかわ児童館 ☎964-6005
- なかぎ児童センター ☎974-11309
- みどり児童センター ☎972-6200
- 屋敷名児童館 ☎978-60082
- きむたかこどもセンター ☎978-2231(平敷屋自治会)

沖縄県立石川青少年の家

☎964-3263

「琉球の歴史探訪」

【とき】 ①1月25日(日) ②2月15日(日)

【ツアー】

- ① 今帰仁城跡↓座喜味城跡↓伊波城跡
- ② 知花城跡↓安慶名城跡↓勝連城跡↓中城城跡

【対象・定員】 一般成人25人

【参加費用】 3,000円/1人(2回分)

【申込方法】 県立石川青少年の家に直接電話にてお申込下さい。

【申込期間】 1月9日(金)~20日(火)

【持ち物】 詳細は、申込時にお尋ね下さい。

★ 消防設備士試験 ★

【試験日】 ○平成27年3月8日(日) 【試験会場】 ○琉球大学、その他

【試験の種類】 ○甲種(特類、第1~5類)・乙種(第1~7類)

【受付期間】 ○平成27年1月30日(金)~2月6日(金)

【願書配布先】 ○消防本部・具志川消防署・石川消防署・与勝消防署・平安座出張所

【願書提出先】 ○(財)消防試験研究センターへ郵送または直接センター窓口へ直接持参 ※電子申請できます。詳しくは下記ホームページをご覧ください。

【お問い合わせ】 (財) 消防試験研究センター沖縄県支部

〒900-0029 那覇市旭町116-37 自治会館6階 ☎941-5201

ホームページ <http://www.shoubo-shiken.or.jp>

